

(公印省略)
伊監第53号
令和4年7月4日
(2022年)

様

伊丹市監査委員 堀口 明伸

伊丹市監査委員 山藺 有理

監査結果報告に対する措置通知報告について

地方自治法第199条第9項の規定に基づく定期監査結果報告に対し、同条第14項の規定により講じた措置の通知がありましたので、次のとおり報告します。

記

1 監査の種別

定期監査（フォローアップ）

（地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項による監査）

2 監査の対象部局

令和2(2020)年度に定期監査を実施した部局の事務の改善状況

3 措置を講じた部局

市民自治部 共生推進室 人権啓発センター

教育委員会事務局 学校教育部 学事課、保健体育課

人権教育室 人権教育担当

4 監査の期間

令和4年(2022年)4月4日～令和4年(2022年)6月3日

5 監査結果提出日

令和4年(2022年)6月22日

6 措置の内容

別紙令和4年(2022年)6月27日付け伊市共人第123号、令和4年(2022年)6月24日付け伊教委学学第251号、令和4年(2022年)6月27日付け伊教委人第67号の回答文書のとおりです。

(公 印 省 略)
伊 市 共 人 第 123 号
令 和 4 年 6 月 27 日
(2022 年)

伊丹市監査委員 堀口 明伸 様

伊丹市監査委員 山藺 有理 様

伊丹市長 藤原 保幸

監査結果報告に対する措置について

地方自治法第 199 条第 9 項の規定による監査結果に対して講じた措置を、第 14 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 監査の対象部局

令和 2(2020)年度に定期監査を実施した部局の事務の改善状況

市民自治部 市民サービス室 市民課

共生推進室 同和・人権・平和課、男女共同参画課、

人権啓発センター

2 措置を講じた部局

市民自治部 共生推進室 人権啓発センター

3 監査の種別

定期監査（フォローアップ）

（地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項による監査）

4 監査の期間

令和 4 年(2022 年)4 月 4 日～令和 4 年(2022 年)6 月 3 日

5 措置の内容

別紙のとおり

監査結果に対する措置について

市民自治部 共生推進室 人権啓発センター

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>1 支出事務について</p> <p>(1) 再委託の承諾手続について</p> <p>令和 3 年度の契約事務を確認したところ、ガスサイレントバーナーの点検の再委託について、適切な委託事務（契約）を実施するとのことであったが、再委託を承諾する事務手続が行われていませんでした。</p> <p>今後は、適切な契約事務の執行と確認を行ってください。</p>	<p>令和 4 年度からは契約締結とともに、書面による再委託の承諾等所定の手続を行い、適切な契約事務の執行と確認を行っております。</p>

(公 印 省 略)
伊教委学学第 2 5 1 号
令和 4 年 6 月 2 4 日
(2022 年)

伊丹市監査委員 堀口 明伸 様

伊丹市監査委員 山藺 有理 様

伊丹市教育長 木下 誠

監査結果報告に対する措置について

地方自治法第 199 条第 9 項の規定による監査結果に対して講じた措置を、第 14 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 監査の対象部局

令和 2(2020)年度に定期監査を実施した部局の事務の改善状況

学校教育部 学事課、保健体育課、小学校給食センター、中学校給食センター

2 措置を講じた部局

学校教育部 学事課、保健体育課

3 監査の種別

定期監査（フォローアップ）

（地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項による監査）

4 監査の期間

令和 4 年(2022 年)4 月 4 日～令和 4 年(2022 年)6 月 3 日

5 措置の内容

別紙のとおり

監査結果に対する措置について

学校教育部 学事課

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>1 支出事務について</p> <p>(1) 伊丹市PTA連合会事業補助金の審査について</p> <p>令和2年度の伊丹市PTA連合会事業補助金の確定決裁を確認したところ、実績報告書の審査が不十分であったため、確定額が誤っており、精算が必要でした。</p> <p>補助金等の交付に関する規則では、第12条に補助事業者から受理した実績報告書を審査する旨が、第14条に交付すべき補助金の額を確定する旨が定められています。また、同条第3項には、補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、補助事業者等に対し、期限を定めてその返還を求める旨定められています。</p> <p>速やかに精算手続を行うとともに、今後は適切な審査を行うよう改めてください。</p>	<p>令和2年度伊丹市PTA連合会事業補助金については、精算手続を行いました。</p> <p>今後は規則にのっとりた実績報告書の審査を行ってまいります。</p>

監査結果に対する措置について

学校教育部 保健体育課

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>1 財産管理について</p> <p>(1) 準公金の私費による立替払について</p> <p>保健体育課は、伊丹市学校保健会の事務局を担い、同課職員が会計事務を行っています。令和3年度の伊丹市学校保健会の会計事務を確認したところ、職員による立替払が2件ありました。</p> <p>立替払は、事故やミスが生じるリスクが高いため、公金では認められていません。任意団体の会計事務においても、職員による立替払が発生しないように事務を改善してください。</p>	<p>今回の事象は、予定されていた会議が急遽、書面開催に切り替わり、文書による議決を求めるため必要となった返信用切手の購入時に発生したものであります。</p> <p>今後は、会議方法の変更を先に案内し、日程の変更を通知した後に改めて準備を行い、郵送や電子メール等を利用した開催方法にて行う等、今回の様な立替払が生じないようにします。</p>

(公 印 省 略)
伊 教 委 人 第 67 号
令 和 4 年 6 月 27 日
(2022 年)

伊丹市監査委員 堀口 明伸 様

伊丹市監査委員 山藺 有理 様

伊丹市教育長 木下 誠

監査結果報告に対する措置について

地方自治法第 199 条第 9 項の規定による監査結果に対して講じた措置を、第 14 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 監査の対象部局

令和 2(2020)年度に定期監査を実施した部局の事務の改善状況

人権教育室 人権教育担当

2 措置を講じた部局

人権教育室 人権教育担当

3 監査の種別

定期監査 (フォローアップ)

(地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項による監査)

4 監査の期間

令和 4 年(2022 年)4 月 4 日～令和 4 年(2022 年)6 月 3 日

5 措置の内容

別紙のとおり

監査結果に対する措置について

人権教育室 人権教育担当

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>1 支出事務について</p> <p>(1) 伊丹市人権・同和教育研究協議会補助金の審査について</p> <p>伊丹市人権・同和教育研究協議会補助金要綱第2条第2項では補助対象経費が、第3条では補助金の上限額が定められています。補助金の額の審査においては、補助対象経費に対象外の経費が含まれていないかを確認した上で、補助金の額を決定及び確定する必要があります。</p> <p>しかし、補助金を決定する決裁等に補助対象経費が明記されておらず、決裁権者や承認者が要綱にのっとった審査を行っているとは言えない状態でした。</p> <p>この点については、前回定期監査において口頭にて指導を行っており、早急に改善を図り、適切な審査を行ってください。</p> <p>2 財産管理について</p> <p>(1) 伊丹市人権・同和教育研究協議会の支出について</p> <p>伊丹市人権・同和教育研究協議会の事務局を人権教育担当が担い、職員が会計事務を行っています。</p> <p>前回定期監査において、職員による立替払を行わないよう支出手続の見直しについて指摘していましたが、令和3年度の会計状況を確認したところ、職員による立替払が1件と、帳簿等から立替払とみなさざるを得ないものが1件ありました。再度、同様の状況が生じないように事務マニュアルを作成するなど、支出手続を見</p>	<p>令和4年度から、補助金の交付決定時や実績報告書提出後の補助金額確定時の決裁において、補助対象額、補助対象外経費を明記し審査しています。今後とも、適切な補助金交付事務を行ってまいります。</p> <p>ご指摘の件については、今後、立替払を行わないよう、支払手続を見直してまいります。</p>

監査結果に対する措置について

人権教育室 人権教育担当

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>直してください。</p> <p>(2) 伊丹市人権・同和教育研究協議会の会計事務について</p> <p>前回定期監査において、伊丹市人権・同和教育研究協議会の会計事務について、以下のとおり改善すべき点を口頭にて指導しました。</p> <p>しかし、令和3年度の会計事務について確認したところ、改善に向けた取組が認められませんでした。早急に措置を講じてください。</p> <p>① 現在高の確認について、出納簿に確認欄を設けるなど様式を見直し、定期的に複数の職員で確認を行う体制を構築してください。</p> <p>② 伝票作成及び現金管理簿の管理について、資金の異動は、伝票を作成(決裁)の上、行うとともに、保管現金は、現金管理簿へ正しく記入し、適切な管理を行ってください。</p> <p>(3) 切手の管理について</p> <p>人権教育担当は、伊丹市人権・同和教育研究協議会の切手を管理しています。切手の使用簿に確認欄を設け、使用の都度、複数人で確認を行っていますが、保管枚数と使用簿の残数が一致していませんでした。</p> <p>今後は適切な管理を行ってください。</p>	<p>ご指摘の件については、以下のとおり、適正な会計事務となるよう事務を改めてまいります。</p> <p>① 出納簿の様式を変更し、確認欄を設けました。今後は、定期的に複数の職員で確認を行ってまいります。</p> <p>② 伝票作成及び現金管理簿の管理について、資金の異動の際は、伝票を作成し、決裁してまいります。また、保管現金は、現金管理簿へ記入し、適切な管理を行ってまいります。</p> <p>ご指摘の件については、保管枚数に問題はありませんでしたが、職員の残枚数の転記ミスにより、保管枚数と使用簿の残数が一致しないものでした。ご指摘後は、切手使用簿の見直しを行い、現物と使用簿を複数人で確認しています。今後は、ミスがないよう、適切な管理を行ってまいります。</p>